

新居浜市土地開発公社

公有地の拡大の推進に関する法律（昭和47年法律第66号）に基づき、公共用地・公用地等の取得、管理、処分等を行うことにより、地域の秩序ある整備と住民福祉の増進に寄与することを目的として設立した。

事 務 所 一宮町一丁目5番1号
新居浜市庁舎内 ☎65-1266

設立年月日 昭和48年3月15日

役 員 理事 11人 監事 2人

機 構
事務局 — 総務課 2(3)
 — 用地課 (15)
 — 事業課 (4)
局長 1

会計年度任用職員含む。() 併任
(R8.4.1 現在)

資産、負債及び資本 (R8.3.31 現在)

流動資産	現金及び預金	43,708,710 円
	事業未収金	5,548,400 円
	公有用地	40,219,052 円
	代行用地	191,255,606 円
固定資産	出資金（新居浜市）	10,000,000 円
資産合計		290,731,768 円
負 債	未払金	233,566 円
	借入金	231,115,430 円
資 本	資本金	10,000,000 円
	準備金	49,382,772 円
負債資本合計		290,731,768 円

新 居 浜 港 務 局

新居浜港は、江戸時代の別子銅山の開坑以来産銅の積み出し、諸物資搬入の拠点として発展した。

明治以降欧米の新技术の導入により、産銅量が飛躍的に増大するとともに機械・肥料工業等の関連産業が成長し、阪神地方との船舶の往来が頻繁になった。港湾施設も漸次整備されたが、入港船舶の増加及び大型化に対処するため昭和8年から住友別子鉱山株式会社により、大規模な築港がなされた。これにより広大な工業用地、防波堤、航路、泊地等が建設され、現在の臨海部コンビナートの基礎が形づくられた。

昭和17年からの第2次築港計画は、戦争の激化のため中断されたが、戦後は、石油化学コンビナートが形成され工業港として成長していった。

昭和26年には重要港湾に指定され、昭和28年には新居浜市を設立母体として港湾管理者・新居浜港務局が設立された。昭和39年に東予地区が新産業都市に指定されたため、多喜浜地区の塩田跡地と公有水面埋立てにより、約200haの工業用地造成が計画された。

これに伴い、昭和41年に新居浜港港湾計画を策定、そ

の後、昭和47年に垣生工業団地造成を計画するとともに、昭和56年に港湾計画を改訂し、東港地区のフェリー岸壁とそれに伴う関連施設が昭和63年3月末に完成、同年4月から阪神間に定期航路が開設された。さらに、平成11年3月には、垣生第3、4岸壁が完成し、新居浜港に対する要請に答えてきた。また、海洋レクリエーション需要の増大に対応するため新居浜マリーナを建設、平成8年4月からハーバー施設などの供用を開始し、平成17年3月末でマリーナの全ての整備を完了した。平成11年に改訂された港湾計画に基づき、平成19年には地域の環境保全のための廃棄物処分場の整備を完了した。また、平成25年11月には、大規模地震時に防災機能を構築するための耐震強化岸壁の全面供用を開始した。現在は、令和5年に策定した港湾脱炭素化推進計画の事業推進のため、港湾計画の改訂に着手した。

事 務 所 繁本町3番5号

☎65-1350

設立年月日 昭和28年12月1日

1 港湾管理体制

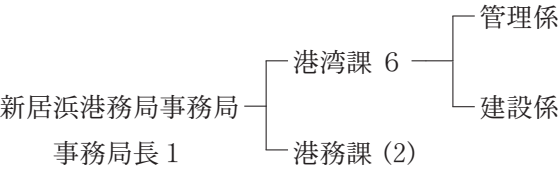
新居浜港は、主として民間企業の手によって開発されたため、昭和28年まで港湾管理者は設立されていなかったが、市と住友金属鉱山株式会社との交渉の結果、昭和28年に港湾管理者として新居浜港務局が設立され現在に至っている。

港務局委員会は委員7人で構成されているとともに、港務局には監事3人をおくこととされている。

委員のうち、2人は新居浜市から、1人は学識経験者から、2人は従前の維持管理者の推薦する者の中から、残りの2人は最大の荷主が推薦する者の中から、また監事1人は市から、1人は愛媛県から、他の1人は従前の維持管理者の推薦する者のうちからそれぞれ市長が市議会の同意を得て任命する。

なお、委員会の委員長は、委員の互選で定める。

2 機 構



3 港湾区域

(昭和44年10月1日 新居浜港務局告示第7号)

御代島三角点(北緯33度58分22秒、東経133度15分32秒)から0度に引いた線、大島虎崎から270度3,000mの地点まで引いた線、同地点から254度に引いた線、大島中山崎から196度に引いた線及び陸岸により囲まれた海面並びに元塚橋下流の尻無川河川水面。

ただし、漁港法(昭和25年法律第137号)の規定により指定された大島漁港、垣生漁港及び沢津漁港の区域を除く。

4 港湾計画の概要

港湾の開発、利用及び保全に関する中長期的なマスタープランである新居浜港の港湾計画は、昭和41年に策定し、その後、昭和56年には東港地区における内貿用ふ頭やマリーナ施設の整備を主な内容として改訂を行った。

しかしながら、近年の経済のグローバル化の進展は、外貿物流需要の増大や船舶の大型化・コンテナ化をはじめとした輸送革新をもたらしたことから、新居浜港においても、これらに対応した物流機能のより一層の強化・充実を図ることとあわせて、地域の環境保全のための廃棄物受入空間の確保や大規模

地震時の防災機能構築等を基本方針として、平成11年8月に改訂した。

【施設計画の概要】

・本港地区		
岸	壁	水深12m 1バース(延長240m)
泊	地	水深12m 面積10.3ha
防	波	延長300m
ふ	頭	用地 6.0ha
港	湾	関連用地 3.4ha
交	通	機能用地 1.2ha
廃	棄	物処理用地 5.3ha
・東港地区		
岸	壁(耐震)	水深7.5m 1バース(延長130m)
岸	壁	水深5.5m 1バース(延長100m)
泊	地	水深7.5m～5.5m 面積10.4ha
ふ	頭	用地 2.7ha

5 新居浜マリーナ(マリンパーク新居浜)

近年の海洋レクリエーション需要に対応するとともに、港湾区域内に点在するプレジャーボートを収容する施設として、新居浜マリーナが平成8年4月から供用開始し、令和8年4月で30周年を迎えた。

現在、港湾のアメニティー向上を図り、市民と港湾のふれあいの場として広く地域の人々に親しまれるよう、マリーナ背後においてキャンプ場、ふれあい広場等の緑地を提供している。

【マリーナの施設概要】

物	揚	場	水深2～3m	延長250m
浮	棧	橋	3基	
船	揚	場	延長55m	
防	波	堤	延長550m	
ク	ラ	ブ	ハウス	1棟
修	理	棟	1棟	
艇	庫		1棟	
マ	リ	ー	ナ	クレーン 1基(25t/4.8t 2way)

【緑地の施設概要】

人 口 海 浜	延長 300m	親水護岸	4,591㎡
キャンプ場	12,309㎡	駐 車 場	5,113㎡
ふれあい広場	3,944㎡	駐 輪 場	513㎡
イベント広場	4,216㎡	休息緑地	8,393㎡
多目的広場	24,918㎡		

・マリーナ使用料

1 保管料

(単位：円、消費税及び地方消費税込み)

区分	ヨット又はモーターボート						ディンギーヨット																					
フィート	浮 棧 橋 A、B			陸 置 施 設			陸 置 施 設			艇 庫 施 設																		
	年 額	月 額	日 額	年 額	月 額	日 額	年 額	月 額	日 額	年 額	月 額	日 額																
14 以下							27,230	2,710	210	40,850	4,080	320																
15 "	158,900	15,890	1,500	138,100	13,810	1,320	31,420	3,130	250	47,130	4,700	380																
16 "	169,600	16,960	1,620	147,400	14,740	1,400	35,610	3,550	280	53,420	5,330	430																
17 "	180,000	18,000	1,720	156,500	15,650	1,500	39,800	3,970	310	59,700	5,960	480																
18 "	190,700	19,070	1,840	165,800	16,580	1,590	44,000	4,400	350	66,000	6,600	530																
19 "	201,300	20,130	1,940	175,000	17,500	1,690	48,180	4,810	380	72,280	7,220	590																
20 "	211,900	21,190	2,060	184,200	18,420	1,780	52,370	5,230	420	78,560	7,850	640																
21 "	222,500	22,250	2,160	193,600	19,360	1,880	<table><tr><th colspan="4">モ ー タ ー ボ ー ト</th></tr><tr><th colspan="2">浮 棧 橋 D</th><th colspan="2">物 揚 場</th></tr><tr><th>年 額</th><th>月 額</th><th>年 額</th><th>月 額</th></tr><tr><td>78,420</td><td>6,920</td><td>57,030</td><td>5,090</td></tr></table>						モ ー タ ー ボ ー ト				浮 棧 橋 D		物 揚 場		年 額	月 額	年 額	月 額	78,420	6,920	57,030	5,090
モ ー タ ー ボ ー ト																												
浮 棧 橋 D		物 揚 場																										
年 額	月 額	年 額	月 額																									
78,420	6,920	57,030	5,090																									
22 "	233,000	23,300	2,260	202,700	20,270	1,980																						
23 "	243,700	24,370	2,370	211,900	21,190	2,070																						
24 "	259,200	25,920	2,490	225,500	22,550	2,160																						
25 "	275,600	27,560	2,700	239,500	23,950	2,340																						
26 "	292,300	29,230	2,810	254,300	25,430	2,460																						
27 "	309,700	30,970	2,920	269,200	26,920	2,550																						
28 "	327,400	32,740	3,140	284,700	28,470	2,720																						
29 "	346,000	34,600	3,260	300,900	30,090	2,830																						
30 "	365,300	36,530	3,360	317,500	31,750	2,920	備考 ①艇長は、船舶検査証書に記載されている艇長とする。ただし、改造等がある場合は、別に定める。 ②使用料に定めのない種類の舟艇の使用料は、別に定める。 ③ディンギーヨットの場合で学校又は当該学校の児童、生徒等が使用するとき、陸置施設使用料は50%の額とする。 ④浮棧橋D及び物揚場を使用するモーターボートの艇長は、23フィート以下とする。 ⑤ヨット又はモーターボートの場合で市内に住所を有する者(法人その他の団体にあっては、市内に主たる事務所又は事業所を有する者)以外の者が使用するとき、浮棧橋A、B及び陸置施設使用料は110%の額とする。																					
31 "	385,000	38,500	3,570	334,600	33,460	3,110																						
32 "	405,100	40,510	3,690	352,400	35,240	3,200																						
33 "	426,100	42,610	3,800	370,700	37,070	3,310																						
34 "	448,200	44,820	4,020	389,700	38,970	3,480																						
35 "	470,500	47,050	4,120	409,300	40,930	3,570																						
36 "	493,500	49,350	4,240	429,200	42,920	3,690																						
37 "	517,500	51,750	4,460	450,100	45,010	3,870																						
38 "	542,400	54,240	4,560	471,400	47,140	3,960																						
39 "	567,900	56,790	4,660	493,700	49,370	4,040																						
40 "	587,600	58,760	4,890	518,400	51,840	4,250																						
41 "	609,500	60,950	5,000	529,900	52,990	4,340																						
42 "	622,700	62,270	5,100	541,500	54,150	4,440																						
43 "	649,300	64,930	5,320	564,500	56,450	4,630																						
44 "	662,500	66,250	5,440	576,000	57,600	4,710																						
45 "	675,700	67,570	5,540	587,600	58,760	4,800																						
46 "	702,300	70,230	5,760	610,600	61,060	5,010																						
47 "	715,500	71,550	5,860	622,100	62,210	5,100																						
48 "	728,700	72,870	5,970	633,700	63,370	5,190																						
49 "	755,200	75,520	6,200	656,700	65,670	5,370																						
50 "	768,500	76,850	6,300	668,200	66,820	5,480																						
50フィートを超える場合	768,500円に50フィートを超える1フィートまでごとに26,510円を加算した額	76,850円に50フィートを超える1フィートまでごとに2,650円を加算した額	6,300円に50フィートを超える1フィートまでごとに220円を加算した額	668,200円に50フィートを超える1フィートまでごとに22,800円を加算した額	66,820円に50フィートを超える1フィートまでごとに2,280円を加算した額	5,480円に50フィートを超える1フィートまでごとに180円を加算した額																						

2 研修宿泊関係

(1) 研修室

(単位：円、消費税及び地方消費税込み)

使 用 料				
使 用 時 間	会 議 室	中研修室	大研修室 (洋室)	大研修室 (和室)
3 時 間 に つ き	3,000	3,600	7,500	4,500
3時間を超える1時間につき	1,000	1,200	2,500	1,500

注：3時間未満で使用する場合は1時間の使用料は「3時間を超える1時間につき」の料金の120%の額とする。

(2) 宿泊室

(単位：円、消費税及び地方消費税込み)

使 用 料				
使 用 時 間	小 部 屋		大 部 屋	
	中学生以下	高校生以上	中学生以下	高校生以上
16時から翌日9時まで	2,800	3,600	2,000	2,800

(3) キャンプ場施設

(単位：円、消費税及び地方消費税込み)

使 用 料		
野 外 炉 及 び テ ー ブ ル	1 基 1 回 (8:30～21:30)	1,000
テ ン ト ベ ー ス	1 張日帰り (8:30～21:30)	1,000
	1 張 宿 泊 (1泊につき)	2,000

(4) 多目的広場施設

(単位：円、消費税及び地方消費税込み)

使 用 料		
昼 間	1 時間につき	500
夜 間 (照 明 施 設 使 用)	1 時間につき	3,200

6 港湾施設 (R8.3.31 現在)

(1) 航 路

(単位：m)

名 称	延 長	幅 員	水 深
第 一 航 路	3,907	180～310	10.0 ～
第 二 航 路	520	85	4.0
黒 島 航 路	691	50	4.5
多喜浜航路	550	150	7.5
計	5,668	—	—

(2) 泊地及び船だまり

(単位：㎡)

水深4.5m未満	126,348
水深4.5m以上 7.5m未満	79,500
水深7.5m以上 9.0m未満	309,100
水深9.0m以上	355,900
合 計	870,848

(3) 外郭施設

(単位：m)

種 類 管理者名	防波堤	導流堤	防潮堤及び堤防	護 岸	廃棄物埋立護岸	その他 (突堤・防砂堤)	計
公 共	1,482	20	179	12,921	790	648	16,040
民 間 そ の 他	—	—	2,100	11,178	—	759	14,037
計	1,482	20	2,279	24,099	790	1,407	30,077

(4) 公共けい留施設

岸 壁				物 揚 場		浮 棧 橋	
水深4.5m以上 7.5m未満		水深7.5m以上 9.0m未満		水深2.0m以下	水深2.1m以上 4.5m未満	水深4.5m以上 7.5m未満	
バース数	延 長	バース数	延 長	延 長	延 長	バース数	延 長
8	670m	3	453m	564m	931m	—	—

(5) 専用大型けい留施設

岸 壁						ド ル フ ィ ン				浮 棧 橋	
水深4.5m以上 7.5m未満		水深7.5m以上 9.0m未満		水深9.0m以上		水深4.5m以上 7.5m未満		水深7.5m以上 9.0m未満		水深4.5m以上 7.5m未満	
バース数	延 長	バース数	延 長	バース数	延 長	バース数	延 長	バース数	延 長	バース数	延 長
4	807m	1	80m	4	533m	11	404m	1	55m	2	88m

(6) 船舶給水施設 (公共)

名 称	供 給 能 力	供 給 を 受 け る 船舶のけい留場所	料 金
船 舶 自 動 給 水 施 設	12 t／時間	西 原 岸 壁	1 ㎡ごとに 250円
給 水 栓	60 t／時間	多 喜 浜 第 2 岸 壁	〃
〃	100 t／時間	垣 生 第 1 岸 壁	〃
〃	100 t／時間	垣 生 第 2 岸 壁	〃
〃	100 t／時間	垣 生 第 3 岸 壁	〃
〃 (2 施設)	60 t／時間	黒 島 第 1 岸 壁	〃
〃	60 t／時間	黒 島 第 2 岸 壁	〃

7 入港船舶

(1) 年別入港船舶

区 分 年	外 航		内 航		計	
	隻 数	総 ト ン 数	隻 数	総 ト ン 数	隻 数	総 ト ン 数
令和 3	253	2,797,696	11,848	6,923,715	12,101	9,721,411
4	262	2,920,289	11,567	6,868,223	11,829	9,788,512
5	157	1,954,616	10,592	6,150,983	10,749	8,105,599
6	181	2,421,053	9,312	5,897,644	9,493	8,318,697
7	165	2,652,627	9,448	5,699,603	9,613	8,352,230

(2) 階級別入港船舶

(令和 7 年)

種 別 階 級	外 航		内 航		計	
	隻 数	総 ト ン 数	隻 数	総 ト ン 数	隻 数	総 ト ン 数
5 G T 以上 500 G T 未満	1	499	8,466	1,934,748	8,467	1,935,247
500 G T 以上 1,000 G T 未満			607	452,985	607	452,985
1,000 G T 以上 3,000 G T 未満	64	150,163	197	511,574	261	661,737
3,000 G T 以上 6,000 G T 未満	1	4,942			1	4,942
6,000 G T 以上 10,000 G T 未満	42	371,049			42	371,049
10,000 G T 以上 30,000 G T 未満	15	312,712	178	2,800,296	193	3,113,008
30,000 G T 以上	42	1,813,262			42	1,813,262
計	165	2,652,627	9,448	5,699,603	9,613	8,352,230

8 海上出入貨物

(1) 年別取扱貨物

(単位: t)

区 分 年	外 貿			内 貿			合 計
	輸 出	輸 入	計	移 出	移 入	計	
令和 3	113,617	2,619,141	2,732,758	3,585,619	1,911,156	5,496,775	8,229,533
4	127,306	2,683,990	2,811,296	3,179,361	2,021,607	5,200,968	8,012,264
5	69,374	1,476,002	1,545,376	2,227,702	1,805,914	4,033,616	5,578,992
6	70,106	2,101,539	2,171,645	2,790,610	1,771,751	4,562,361	6,734,006
7	75,717	2,218,925	2,294,642	2,961,504	1,670,994	4,632,498	6,927,140

(フェリー貨物除く)

(2) 品種別取扱貨物量

(令和7年・単位:t)

		合 計	公 共					専 用				
			計	輸出	輸入	移出	移入	計	輸出	輸入	移出	移入
合 計		7,198,190	2,092,729	0	0	890,434	1,202,295	5,105,461	75,717	2,218,925	2,257,840	552,979
農 水 産 品	麦											
	米											
	とうもろこし											
	豆 類											
	そ の 他 雑 穀											
	野 菜 ・ 果 物											
	綿 花											
林 産 品	そ の 他 農 産 品											
	羊 毛											
	そ の 他 畜 産 品											
	水 産 品											
林 産 品	原 木											
	製 材	745	745			745						
	樹 脂 類											
	木 材 チ ッ プ											
鉱 産 品	そ の 他 林 産 品											
	薪 炭											
	石 炭	2,996,053						2,996,053		1,579,315	1,413,738	3,000
	鉱 産 石											
	金 属 鉱	133,074						133,074		110,718		22,356
	砂 利 ・ 砂	35,750	35,750			14,300	21,450					
	石 材											
金 属 機 械 工 業 品	原 油											
	り ん 鉱 石											
	石 灰 石											
	原 塩	125,636						125,636		115,036		10,600
金 属 機 械 工 業 品	非 金 属 鉱 物											
	鉄 鋼	18,989	18,989			150	18,839					
	鋼 材	174,351						174,351	73,718	3,100	95,110	2,423
	非 鉄 金 属											
	金 属 製 品											
	鉄 道 車 両											
	完 成 自 動 車											
	そ の 他 輸 送 用 車 両	1,097,840	1,097,840			165,890	931,950					
	二 輪 自 動 車	1,491	1,491			1,444	47					
	自 動 車 部 品											
	そ の 他 輸 送 機 械											
	産 業 機 械											
	電 気 機 械											
	測 量 ・ 光 学 ・ 医 療 用 機 械											
	事 務 用 機 器											
	そ の 他 機 械											

(令和7年・単位:t)

		合 計	公 共					専 用				
			計	輸 出	輸 入	移 出	移 入	計	輸 出	輸 入	移 出	移 入
化学工業品	陶磁器 セメント ガラス類 窯業品 重油 揮発油 その他の石油 LNG(液化天然) LPG(液化石油) その他石油製品 コークス 石炭製品 化学薬品 化学肥料 染料・塗料・合成樹脂・ その他化学工業品	31,360 730 12,495 3,502 1,213,824 54,176 41,539						31,360 730 12,495 3,502 1,213,544 11,546 24,980				31,360 730 12,495 3,502 456,179 10,334
			280			280		1,999	410,756	344,610		
			42,630			42,630				1,212		
			16,559			13,339	3,220			24,980		
軽工業品	紙・パルプ 糸及び紡績半製品 その他繊維工業品 砂糖 製造食品 飲料 水 たばこ その他食料工業品	28,842 72 1,201 13,222 385,464	28,842 72 1,201 13,222 7,274			19,827 1,201 1,366 7,274	9,015 72 11,856				378,190	
雑工業品	がん具 衣服・身廻品・はぎもの 文房具・運動娯楽用品・楽器 家具装備品 その他日用品 ゴム製品 木製品 その他製造工業品											
特殊品	金属くず 再利用資材 動植物性製造飼肥料 廃棄物 廃土砂 輸送用容器 取合せ品	21,232 535,552	21,232 535,552			20,551 414,667	681 120,885					
	分類不能のもの フェリー	271,050	271,050			186,770	84,280					

9 船舶乗降人員

(単位：人)

年	区分	乗 込	上 陸	計
令和 3		60,780	62,226	123,006
4		64,048	64,574	128,622
5		66,821	66,718	133,539
6		64,126	64,412	128,538
7		60,938	62,419	123,357

10 使用料・占用料及び土砂採取料

(1) 港湾施設使用料

施 設 名	種 別	使 用 区 分	料 金	
係 船 岸 壁 物 揚 場 棧 橋	港 銭	旅客（13歳以上のもの） 1人1回につき	2.3円	
		旅客（6歳以上13歳未満のもの） 1人1回につき	1.1円	
	係 船 料	船舶総トン数1トンにつき、係留24時間までごとに	2.3円	
		不定期旅客船（西原棧橋以外） 船舶総トン数1トンにつき、係留24時間までごとに	3.3円	
		不定期旅客船（西原棧橋）	2,380円	
	貨 物 通 過 料	1 貨物1トンにつき 1 農水産品	9.5円	(8.6)
		" 2 林産品	9.5円	(8.6)
		" 3 鉱産品	17.9円	(16.2)
		" 4 金属機械工業品	11.9円	(10.8)
		" 5 化学工業品	11.9円	(10.8)
		" 6 軽工業品	11.9円	(10.8)
		" 7 雑工業品	11.9円	(10.8)
		" 8 その他製造工業品	11.9円	(10.8)
		" 9 特殊品	9.5円	(8.6)
		" 10 分類不能のもの	9.5円	(8.6)
		2 フェリー貨物である車両1台につき		
		大型車 長さ 8m以上	89.5円	(81.4)
		中型車 長さ 5m以上8m未満	59.7円	(54.2)
		小型車 長さ 5m未満	47.7円	(43.4)
		二輪車	11.9円	(10.8)
		自転車	5.9円	(5.4)
可 動 橋	車両可動橋使用料	係留1回総トン数1トンにつき	1.6円	(1.5)
荷さばき地 及び野積場	一 時 使 用 料	舗 装 1日1平方メートル	4.1円	
		未舗装 1日1平方メートル	2.9円	
荷 役 機 械	荷役機械使用料	30分までごとに	12,800円	
船員待合所	一 般 広 告 料	広告用として指定の場所に提出、1平方メートルまでごとに1月につき	238円	
特定使用料	構 造 物 設 置	年1平方メートルごとに	859円	
給 水 施 設	水 道 料	1立方メートルごとに	250円	(228)
	大 口 水 道 料	(基本料金) 1月につき300立方メートルまで	66,384円	(60,350)
		(従量料金) 300立方メートルを超えるもの 1立方メートルにつき	221円	(201)
第 一 上 屋	一 般 使 用	1日1平方メートルまでごとに 許可の日から起算して15日まで 許可の日から起算して15日を超えるもの	8.3円 14.3円	
	専 用 使 用	1月1平方メートルまでごとに	597.1円	
旅 客 上 屋	専 用 使 用	1月1平方メートルまでごとに	1,552円	

注：この表の金額の欄の()書の規定は、消費税法施行令(昭和63年政令第360号)第17条第2項第2号に規定する船舶運航事業者等が専ら国内及び国内以外の地域にわたって行われ、又は国内以外の地域間で行われる旅客若しくは貨物の輸送の用に供する船舶に係る使用料について適用する。

(2) 駐車場使用料及び実績

区 分				使 用 料	令和7年度実績		
					台 数	金 額	
定 期 駐 車 以外の駐車	渡海船専用 駐 車 場	1 回		1 台につき 220	3,298	725,560	
			天候その他やむを得ない理由により供用時間以外に駐車するとき	1,100	20	22,000	
	中 須 賀 駐 車 場	1 回	基本料金（3時間以内）	55	84	4,620	11,220
				(R 7. 10. 1 改定) 100	66	6,600	
			超過料金（3時間を超え1時間ごと）	21	368	52,673	74,523
				(R 7. 10. 1 改定) 50	68	21,850	
定 期 駐 車	中 須 賀 駐 車 場	1 月	普通自動車、小型自動車及び軽自動車	2,200	310	682,000	1,302,400
				(R 7. 10. 1 改定) 3,300	188	620,400	
			大型自動車	4,400	0	0	0
				(R 7. 10. 1 改定) 5,500	0	0	

(3) 占用の使用料

工作物等の種類		使用量の単位	使用料の単価 (円)
電 柱 類 の 設 置 (支線及び支柱を含む)		1 月 1 本につき	81.4
送 電 塔		年 1 m ² までごとに	716.5
管線類 の 埋架設	内 径 が 30 cm ま で の も の	1 月 1 m ² までごとに	21.7
	内 径 が 30 cm を 超 え る も の		32.5
看 板		1 月表示面積 1 m ² までごとに	597.1
自 動 販 売 機 の 設 置		1 月 1 件につき	1,194.2
その他の工作物の設置		1 月 1 m ² までごとに	131.3

(4) 土砂採取料

区 分	単 位	金 額 (円)
土 砂	1 m ³ につき	42.3
砂 利	1 m ³ につき	56.4
栗 石	1 m ³ につき	56.4

新居浜港港湾計画図

